

役員報酬規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人桃蹊会（以下「この法人」という。）の定款第六条の規程に基づき、評議員選任・解任委員会の外部委員（以下「委員」という。）の報酬、第九条及び二三条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規定において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤の理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいうが、法人の職員を兼務して、職員給与が支給されている者は除く。
- (3) 非常勤の役員等とは、役員等のうち、常勤の理事以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員等及び委員に対しては、職務執行の対価として、勤務形態に応じて、次のとおり報酬等を支給するものとする。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている理事に対しては、報酬等は支給しない。

- (1) 常勤の理事については、業務に応じた報酬等を支給することとする。
- (2) 非常勤の役員については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職慰労金は支給しない。
- (3) 評議員については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職慰労金は支給しない。
- (4) 委員については、委員会への出席について報酬を支給することとし、賞与及び退職慰労金は支給しない。

(報酬等の額の算定方法)

第4条 役員等及び委員に対する報酬等の額は、次の掲げる報酬等の区分に応

じ、当該各号に定める範囲内で、理事会において決定し、評議員会の承認を受けるものとする。

- 1 常勤の理事に対する報酬等の額は、報酬総額（年額）の範囲を定め、その限度内で支給する。
- 2 非常勤の役員に対する報酬の額は別表第1（1）に定める額とする。
- 3 評議員に対する報酬の額は別表第1（2）に定める額とする。
- 4 委員に対する報酬の額は別表2に定める額とする。
- 5 非常勤の役員及び評議員が、同日に会議への出席と法人・施設業務を行った場合であっても、報酬は日額の支給とする。

（報酬の支給方法）

第5条 常勤の理事に対する報酬等の支給の時期は、次の各号による報酬の区分に応じて、当該各号に定める時期とする。

- （1）報酬 法人の給与規程第3条の規定に準じて支給。
 - （2）賞与 法人の給与規程第18条の規定に準じて支給。
 - （3）退職慰労金 任期の満了、辞任又は死亡により退職した後3か月以内に支給する。
- 2 非常勤の役員及び評議員に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席など法人・施設運営のための業務にあたった都度、支給する。
 - 3 委員に対する報酬は、評議員選任・解任委員会への出席の際に、その都度支給する。
 - 4 報酬は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
 - 5 報酬は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

（費用）

第6条 役員等が出張する場合は、別に定める旅費規程に基づいて、旅費を支給する。

- 2 役員等及び委員が職務の遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

（報酬の日割り計算）

第7条 新たに常勤の理事に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤の理事が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その

月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

4 第2項の規定にかかわらず、常勤の理事が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第8条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

(1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。

(2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第9条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則 この規程は、平成29年4月1日より施行する。

別表1（非常勤の役員等報酬）

（1）役員（理事・監事）

	日 額
理事会等会議への出席	5,000円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	5,000円

（2）評議員

	日 額
評議員会への出席	5,000円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	5,000円

別表2（評議員選任・解任委員の外部委員）

	日 額
評議員選任・解任委員会への出席	5,000円